

○青山委員長 山井和則さん。

○山井委員 私は、本来、厚生労働委員会に所属をしております、児童虐待の問題などに取り組んでまいりました。そして、今回、児童虐待に関する一般質疑ができるということでこの委員会に参ったわけですが、先日の鴻池大臣の発言によってこういう非常に正常でない形で委員会審議が行われますこと、本当に、非常に残念に思っております。

私も、学生時代、母子寮という児童福祉施設でボランティア活動をしておりましたが、そこでは、DVで被害を受けたお母さん方が駆け込んでこられたり、また、親から虐待を受けた子供たちがそこにおりました。確かに、そういう子供たちは非常に落ちつかないところがあったわけですが、まさに家庭が崩壊していた。だから、子供たちも落ちつかないというのは、ある意味で、本当にその状況を根本的に変えていかねばならないということをつくづく痛感したわけでありました。

そこで、お伺いしたいと思います。

先ほどの鴻池大臣の発言であります、被害者の人権が守られていないということですが、私たち民主党は、今までから犯罪被害者の基本法というのをそういう意味では出しております。そもそも、そういう問題に対してきっちりと審議をするのが筋だと思います。まず、犯罪被害者の基本法、そういうことについてどう考えているのか。まず、単発に発言されるというよりは、やはりそういう根本的な問題について、民主党もそういう案を前々から思っているわけでありまして、出しておるわけです。そのことについて答弁をお願いしたいと思います。

○鴻池国務大臣 これはおわびをしなきゃいかぬと思います。それについて、担当大臣として、今もって拝見をいたしていません。それを早速この委員会が終わりましたら拝見いたしまして、いろいろと今後について検討したい、このように思います。

○山井委員 私は、鴻池大臣の先日の発言を聞いて感じたのは、確かに、親の顔が見たいというか、そういう怒りは多くの国民の方が持っておられると思います。しかし、担当大臣というのは、大所高所からそれをまとめていく最後の責任者なわけですから、やはりその自覚をしっかり持ってもらうねばならないと思っております。

では、改めてお伺いしますが、再発防止ですね、今回の問題のような再発防止、鴻池大臣はどう考えておられますか。長崎の事件の再発防止。

○鴻池国務大臣 これは、一言で言えるような話ではございません。委員もそのように思っていると思いますし、全部の方がそのように思っていると思います。

それが本当に再発防止につながっていくようなそういう施策というもの、いろいろな方法というものも議論をしてやっていかなきゃいかぬと思います。

私が、信賞必罰、罪を重くすればなくなるというふうに短絡的にとられている部分があります。これは、私の発言でそのようにとられたとしてもいたし方ないと思っておりますけれども、決して、御批判があるように、何度も申し上げておりますが、罪を重く大きくすることによってこの問題が解決するとは、これだけで解決するとは思っていないということをつけ加えたいと思っております。

それではどうすればいいかということでもありますけれども、これは、これから本当に早急に、いろいろな方の御意見を聞きながら、政府として、方針というか、語りかけなきゃいかぬ、このように思っております。

○山井委員 もう担当大臣になられたわけですから、これからそういうことは勉強するというのは、ちょっと余りにも私は不十分じゃないかと思うんですね。やはりそこは責任者なわけですから、今も小宮山議員の発言にありましたように、まさに青少年大綱も見直していく、そこまである意味でリーダーシップを発揮されているわけですから、再発防止に対してどうするのかということをしつかりとある意味で勉強して、これだけ今全国民が関心を持っているわけですから、その再発防止に対してきっちりと答弁をしてもらいたいと思っております。

○鴻池国務大臣 同じ答弁になって恐縮ですが、一発でこうしたら再発防止になるというのは、今、私は持ち合わせておりません。

○山井委員 持ち合わせていませんというか、ある程度、青少年問題担当の大臣になられたんですから、やはり

持っている人に大臣になってもらわないとだめなわけですから、個人的意見で結構ですから、ちょっと答弁をお願いします。持ち合わせていないと言われたら、それこそ議論にならないわけですから。

○鴻池国務大臣 持ち合わせていないことはないですよ。いろいろありますよ。ありますけれども、今一発で、委員がおっしゃるように、これで青少年の犯罪というのはなくなるというのは、私は持ち合わせていない、こういうことなんです。

○山井委員 別に、私も一発でということは申しませんので、一発でなくても結構ですけれども、これこれこういう施策を大事だと考えるということをお願いします、答弁を。

○鴻池国務大臣 やはり、先日来申し上げて大変問題化していますけれども、親の責任、親の自覚というものもしっかりと持っていたかなきゃいかぬ、このように思っております。

また、社会全般、こういった問題について、先ほどの御質問の中にありましたように、虐待を受けた子供、犯罪者の七割がそうだといいようなことを聞かせていただき、それに対してどのようにしていくか、これから考えて進んでいかなきゃいかぬ問題でありますので、では、親の虐待がどうやったらなくなるのかといったことを、一発で答えるようなものを持ち合わせていない、こういうことであります。

○山井委員 この青少年問題というのは非常に重要な問題で、まさに非行の問題、虐待の問題、重要な問題であるわけですが、何度聞いても親の責任ということぐらいしか答弁が返ってこないというのは、私は、申しわけないですが、極めて不十分だと思います。やはり、もうちょっと中身のある答弁をお願いしたいと思います。

○鴻池国務大臣 例えばと申し上げましたが、これはやはり教育の問題、学校教育の問題、先ほどお話が出ました性教育も含めて、そういったところにこの青少年の非行、犯罪というものが多いのではないか。那邊にあるかということをもう一度しっかり、こういった痛ましい事件を中心にして、本当にこれからそれぞれが考えていかなきゃいかぬ問題であるというふうに思っております。

○山井委員 今も答弁を聞いていて感じるんですけど、小泉首相はそもそも鴻池大臣をなぜこの問題の担当大臣にされたんでしょうか。やはりそれほどお詳しくないんじゃないかなというふうに思ったりもするんですが、御自分でいかが思われますか。

○鴻池国務大臣 ただいまの質問は、小泉総理にお聞きになった方がいいと思います。

○山井委員 いや、鴻池大臣はどう思っておられるのかということです。どう受けとめておられるのかということをお答えください。

○鴻池国務大臣 私は、いわゆる使命をいただきましたので、その任に、それが終わるまで、あるいはやめろと言われるまで続けてまいりますつもりであります。

○山井委員 ああいう大きな事件が起こったときに、もちろん国民の怒り、そして被害者の親の怒りというのはもう大変なものがあります。私もそれには共感をいたします。

しかし、一議員ではなくて、やはり担当大臣がそういう打ち首というような趣旨の発言しかできないということ、そしてその大臣が、まさに今までから積み上げてきた青少年大綱の方向性とか提出時期とか中身を就任されてすぐに大きく左右される、そしてまた、再発防止に対しての具体的な御意見をお聞きしても、これから勉強していくという趣旨である。私は、はっきり言って、極めてこれは無責任じゃないかなというふうに思っております。

やはり私は、こういう、秋に児童虐待防止法の改正もあるわけですが、これから勉強するという姿勢ではだめだと思うんですが、例えば、今まで児童養護施設、こういう虐待された被害者のお子さんたちの施設に行かれたこと、大臣、ございますでしょうか。

○鴻池国務大臣 三十代のときに一度、尼崎市というところがやっているところに行ったことがありますけれども、その折には、こういった問題について社会的な大変大きな問題にはなっていなかった、いわゆる何かプレゼントを持っていったといったようなところでありまして、深くこの問題に思いをいたしてからはまだ行っていません。ついこの間担当になったところですから、これは行かなきゃいかぬというふうに思っております。訪問して視察をしななきゃいかぬというふうには思っております。

○山井委員 やはりこれは、一回小泉首相に来てもらって、なぜ鴻池大臣を担当大臣にしたのか。

今の答弁を聞いても、三十年前に行きまして、その当時は虐待の問題はありませんでしたと。ということは、秋に児童虐待防止法を議論されますし、もしかしたら、これから選挙もあるかもしれない。そういう中で、そういう三十年前ぐらいにしか、あるいは三十年前に養護施設には行った、しかし、虐待の問題とか施設には最近は三十年間行ったことがないというような方がリーダーシップをとって、秋の児童虐待防止法のいい審議ができるというふうには、私は到底思えません。

そういう意味で、一度ぜひとも小泉首相に、本当にこの青少年問題、今回の事件も含めて深刻に受けとめておられるんだったら、これからはもちろん鴻池大臣も勉強してもらおうとして、それは置いておいて、やはりそういう問題に今までから関心を持ってその問題を勉強しておられる方、そういう方になってもらった方が私はやはり国民の利益にかなうと思います。小泉首相に一回来てもらいたいんですが、委員長。

○青山委員長 理事会で検討させていただきます。

○山井委員 そのことをちょっと今諮ってもらって、その上で私も質問させてもらいたいと思います。

といいますのは、そういう明確な、なぜ鴻池大臣がこの問題の担当になったのかということ是非常に重要なことです。これによって、青少年大綱のことも含めて、これからの日本の青少年育成なり虐待の問題の方向性はやはり大きく変わりますから、その根本的なことを、これだけ失言をされて、その言葉の撤回もされているわけですから、一度ぜひ任命責任者である小泉首相に来てもらいたいんですけれども。私もちょっと質問を控えさせてもらいますので、ちょっと一回、今話してみてください。

○青山委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○青山委員長 では、速記を起こしてください。

山井和則さん。

○山井委員 今、理事間で協議されたそうですけれども、もちろん鴻池大臣には鴻池大臣のお考えがあると思います。私が繰り返し言っているのは、やはり大臣としての資格ということであります。

そこで、少し、先日も児童養護施設を訪問しましたし、私も最近、何カ所か児童養護施設に行っておりますので、その話をちょっとだけしたいと思います。

例えば、乳児院というところに行きました。ここは、零歳から二歳までのお子さんで、親が何らかの事情で育てられないというお子さんたちがいるところです。(写真を示す)

私も初めて行かせてもらったんですが、非常にショックを受けまして、やはりなぜここに入らざるを得ないのかというと、生まれた時点で親がそもそも産む気はなかった、育てる気はなかったとあって、産んですぐにここに連れてこられるお子さん、あるいは親が精神障害や知的障害を負っておられて、育てたいけれども育てる能力がないというケース、またあるいは虐待のケースで、階段から投げ捨てられて脳内出血を負ってしまったというようなお子さん方もおられるわけですね。このような虐待の問題や育児放棄という問題。

また、先日、私、宇治市の児童相談所に行きましたが、そこで聞いた話でも、しばらくおふろにも入れてもらえなかった、あるいは食事も食べることができなかった、本当にそういうふうな育児放棄というのがふえているわけですね。

こういう問題に対して鴻池大臣はどのように対応されようと思っておりますでしょうか。

○鴻池国務大臣 今のお話を聞いただけでも大変胸の痛む話だなというふうに思っております。これをどう対応するかということについての御質問というか、そういうことですね。これにどう対応するか。これはどう対応したらいいんだろうなというふうに、今、私はここで立ちどまっているところです。

それは資質がないとまた言われるかもしれませんが、どう対応するか、本当に立ちどまってしまうような御質問でございますので、私自身、なおそういったところも行っていないということで御指摘をいただいておりますので、まずは視察をさせていただき、自分自身の考え方をまとめたい、このように思います。

○山井委員 ある意味で、こういう質問で立ちどまっていたら困ると思うんですね。まさに、児童虐待防止法が三年前にできて、ことしの秋、見直しで、立ちどまるどころか、これからエンジンを吹かしてやっ

うというときで、その最先頭に立たれるのが大臣であると思います。そこで、大臣が親のしつけとか厳罰化のことは言うけれども、児童虐待の割と大きな問題に関しては立ちどまってしまうということでは、施策も立ちどまってしまうということです。

そういう意味では、ちょっとやはりもう一言、きっちりと虐待の問題に対して御答弁をいただきたいと思いません。

○鴻池国務大臣 立ちどまるというのは、突然の御質問に対してきちっとした答弁というものをどうすればいいかということで立ちどまっているということでもあります。

虐待の問題につきましては、これは大変大きな問題であります。これをどのようにするか。これは青少年対策だけではなく、すべて、文部科学あるいは厚生労働の関係、みんなでやはり、どうしてなくしていくかということを考えていかなきゃいかぬ問題であるというふうに思います。

○山井委員 私も学生時代に、DV被害の駆け込み寺の施設やあるいは児童虐待を受けた子供たちの施設でボランティアをしまして痛感したのは、例えば、親が悪いということをよく大臣もおっしゃるんですけども、実は、その親も、先ほど小宮山議員の話でも、少年院に入っているお子さんたちの七割が虐待を経験したという話もありましたように、その親も崩壊家庭で育ったというケースも多いわけですね。

ですから、親が悪いと言っても、親も実は虐待を受けていたケースというのは多いわけです。こういう問題に対してはどう対応されますか。だれもが健全な家に生まれているわけでもないわけですし、そして、子供は親を選べないわけですね。それを、親が悪いと言ったって、親が残念ながら障害を負っているケースもあるわけです。そのあたりについて、いかがでしょうか。

○鴻池国務大臣 委員のおっしゃることにしましては、まさにそうであるなど。親も虐待を受けてきた、これは本当に悲惨な状態が日本の国に蔓延しているということで、果たして、いかがなすべきか。これは社会全体の問題としてとらえて、今申し上げましたように、政府としての方針というものを早急につくらなきゃいけませんし、秋口に出てくる法案についても十分検討しなきゃいかぬというふうに思っております。

○山井委員 これから議論ということをおっしゃっていますけれども、今までずっと議論はもう積み重なってきているわけですね。だから、そういうことをきっちり踏まえておられる方が大臣になってもらう必要があるというふうに思います。

もう時間がありませんので、最後に鴨下副大臣にお伺いしたいと思いますが、おととい、この青少年の視察で栃木県に行かせてもらいました。その中で、星の家という自立援助ホームにも訪問をさせていただきました。中学校を出てから働いたけれどもなかなかうまくいっていない、そういう方々を支える自立援助ホーム、全国でも二十カ所ぐらいしかなくて、非常に重要な取り組みであります。

まさに、どうやって子供たちを支えていくのか、非行に走らずにきっちりと健全に大人になってもらうように支えるのかというような意味では、こういう取り組みがますます必要になってまいると思います。こういうことについて、厚生労働省さんとしてどのように取り組まれるか、答弁をお願いします。

○鴨下副大臣 今、先生がおっしゃった自立援助ホームも含めましてですけども、虐待を受けたお子さんたちが養護施設で育って、最終的に十八で卒業していくわけでありまして、その後のことも含めて、ある意味でずっと見守っていく普遍的な愛情というものをどこかで我々は確保しないといけないだろうというふうに思っております。そういう意味では、自立援助ホームというのは極めて重要な役割を果たすと思えます。

ただ、そのことを私たち、今これから整備をしていかなければいけないわけでありまして、さらに、例えば、伺うところによると、そういうところのボランティアをやっている方々が、いろいろな育っていったお子さんたちの保証人だとか何かをやるというようなことで、もしかすると、その人たちがいる意味で、負債を負ったときには僕は破産しちゃいますよなんて笑っておっしゃっていた人もいますけれども、そういうようなことを公的にある意味で支えないといけない、こういうようなこともこれからいろいろな意味で整備をしていかなければいけないだろうというふうに思っております。

○山井委員 本当は鴨下副大臣にもっと質問したかったんですが、もう時間が来てしまいました。

最後に、鴻池大臣に申し上げますが、鴻池大臣も、少年非行をなくしたいという思い、本当に熱い思いを持って

おられると思うんですね。

ただ、やはり大臣というと、トータルな青少年の施策を引っ張っていく、その方向性をつける非常に重要な仕事であります。これからまた議論する、勉強するということをきょうも御答弁されましたけれども、例えば、ここは一たん引かれて、また勉強された後、一年、二年後に大臣になられるとか。やはりはっきり言って、この秋の児童虐待防止法の見直しなんかは非常に重要な、何万人もの子供の人生、命、家庭崩壊がかかっている重要な、重要なことありますから、そういう意思がなくても、大臣がちょっと思い違いをして方向性が間違ってしまったら大変な問題になると思います。

そういう意味では、今度ぜひ小泉首相にも来ていただいて、やはり、なぜ鴻池大臣を指名したのか、少なくとも今の時点においてはもっと適切な人を指名すべきではないのか、そういうことを最後に強調して、私の質問を終わります。

ありがとうございました。